

県南広域振興局長告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和7年3月7日

県南広域振興局長 小 島 純

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 花巻平泉線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町山口42地割24番1地先内	新	m 15.5～14.7	m 12.7
	旧	23.2～14.7	12.7

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
イ 期間 令和7年3月7日から同年4月7日まで

- 2（1）道路の種類 県道
（2）路線名 ゆだ錦秋湖停車場線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
和賀郡西和賀町耳取49地割98番5地先から122番13地先まで	新	B m 36.9～9.1	m 208.4
	旧	A 16.2～5.1	231.4
		B 42.9～9.1	208.4

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
イ 期間 令和7年3月7日から同年4月7日まで

- 3（1）道路の種類 県道
（2）路線名 南笹間黒沢尻線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市町分2地割308番1地先から520番3地先まで	新	m 15.6～12.2	m 37.7
北上市町分2地割308番1地先から443番4地先まで	旧	13.5～11.9	29.7

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
イ 期間 令和7年3月7日から同年4月7日まで

- 4（1）道路の種類 県道

(2) 路線名 相去飯豊線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市本通り三丁目598番地先からさくら通り三丁目1番地先まで	新	A 22.1～9.8m	m 331.5
北上市本通り四丁目408番地先からさくら通り三丁目1番地先まで		B 53.1～19.4	260.2
北上市本通り三丁目598番地先からさくら通り三丁目1番地先まで	旧	A 22.1～9.8	331.5

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 令和7年3月7日から同年4月7日まで